

2019年5月15日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 堰 八 義 博

2019年度インバウンド対応ビジネスモデル形成事業
(インバウンド対応観光ルート創出事業 地域コンサルティング)
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集しますので、ご案内いたします。

敬具

記

1. 事業名

2019年度インバウンド対応ビジネスモデル形成事業（インバウンド対応観光ルート創出事業 地域コンサルティング）

2. 事業目的

札幌を中心とする道央圏に偏重する外国人観光客による経済効果を全道に波及させ、地域格差と繁閑期の格差の縮小を図り、外国人観光客の満足度を高める観光ルートを形成するため、「稼ぐ観光」に資する地域コンサルティングによる外国人観光客の受入体制に関する課題解決を図り、複数の地域が連携して取り組む観光地づくりを支援する。

3. 実施期間

契約締結日～2020年2月28日（金）

4. 事業説明会

(1) 日 時 2019年5月20日（月） 10:00～11:30

※ 同事業の（旅行商品造成・販売促進）と同時に行います。

(2) 会 場 （公社）北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

※ 出席を希望する場合は、別紙に必要事項記載の上、2019年5月17日（金）17:00までに、メール又はFAXにてお申し込みください。

以上

担当：（公社）北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 田中
電話：011-231-0941 FAX：011-232-5064
E-Mail：hiroказu-tanaka@visithkd.or.jp

2019年5月17日(金) 17:00 必着

FAX : 011-232-5064 E-Mail : hirokazu-tanaka@visithkd.or.jp
(公社) 北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 田中 行

2019年度インバウンド対応ビジネスモデル形成事業

(インバウンド対応観光ルート創出事業 地域コンサルティング、
旅行商品造成・販売促進) 委託事業者向け事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先			
所属等	部署名	役職	氏名

2019年度インバウンド対応ビジネスモデル形成事業
(インバウンド対応観光ルート創出事業 地域コンサルティング) 企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

札幌を中心とする道央圏に偏重する外国人観光客による経済効果を全道に波及させ、地域格差と繁閑期の格差の縮小を図り、外国人観光客の満足度を高める観光ルートを形成するため、「稼ぐ観光」に資する地域コンサルティングによる外国人観光客の受入体制に関する課題解決を図り、複数の地域が連携して取り組む観光地づくりを支援する。

2. 事業実施地域(全 10 地域)(団体等名称: 参画市町村)

- (1) 北宗谷広域観光推進協議会(稚内市・猿払村・豊富町・利尻町・利尻富士町・礼文町)
- (2) 東空知観光周遊ルート推進協議会(芦別市・赤平市・滝川市・砂川市・歌志内市)
- (3) 小樽・北後志広域インバウンド推進協議会(小樽市・積丹町・古平町・余市町・仁木町・赤井川村)
- (4) るもい地域インバウンド対策会議(留萌市・増毛町・羽幌町・天塩町・遠別町・初山別村・苫前町・小平町)
- (5) 北十勝4町広域観光振興連絡協議会(音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町)
- (6) 新幹線木古内駅活用促進協議会(木古内町・知内町・福島町・松前町・上ノ国町・江差町・厚沢部町・乙部町・奥尻町)
- (7) 環駒ヶ岳広域観光協議会(七飯町・鹿部町・森町)
- (8) 千歳・恵庭・北広島広域観光推進協議会(千歳市・恵庭市・北広島市)
- (9) 胆振インバウンド6次観光周遊ルート創出協議会(豊浦町・壮瞥町・登別市・白老町・室蘭市・洞爺湖町・伊達市・苫小牧市・安平町・厚真町・むかわ町)
- (10) 北海道ひまわり夕陽ロード形成事業推進協議会(石狩市・留萌市・増毛町・北竜町)

3. 事業実施主体及び実施方法

(公社)北海道観光振興機構(以下「観光機構」という。)が実施主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

- (1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む。)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 道内に本社若しくは事業所等(本業務を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、または特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団体の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。
 - ④ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第

- 77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間 契約締結日～2020年2月28日(金)
- (2) 業務スケジュール(予定)

5月20日(月) 10:00	事業説明会
5月23日(木) 17:00	企画提案参加表明締切
6月7日(金) 17:00	企画提案書の提出期限
6月中旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月下旬	契約締結・業務開始
1月31日(金)	事業終了
2月28日(金)	事業報告書提出、精算

7. 各地域の概要

別紙「事業計画書」及び昨年度の「実施報告書」を参照すること。

8. 委託業務内容

前項2に記載された10地域に対し、「稼ぐ観光」を目的とする「地域コンサルティング」を行うこと。実施に際しては、対象地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた事業を提案すること。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

(1) 地域コンサルティングの実施

① 実施内容

以下の2点について、実施すること、

- ・ 前項7の「事業計画書」に記載された、地域が抱える課題・疑問点等に対し、その内容にあわせたコンサルティングを提案すること。
- ・ 前項7の「事業計画書」に記載された、地域の課題やこれまでの取組等を参考に、その状況にあわせたコンサルティングを提案すること。

② 実施回数・本数

予算の範囲内で、提案すること。

③ 地域ヒアリングの実施

事業実施前に各10地域を訪問し、意見交換を伴う会議を開催すること。その際、地域の課題等について、ヒアリングを行うこと。

事業実施の際も各地域と調整し、効果的・効率的なコンサルティングを行うこと。

- (2) フィードバックの実施
コンサルティング終了後に今年度の振り返り、および次年度に向けた課題解決等に関する会議を開催し、自走化に向けたフィードバックを行うこと。
- (3) 報告書作成・提出
上記の取組内容を取りまとめた事業実施報告書（概要版（サマリー）含む）を作成し、冊子（5部）およびデータ（CD-R等）で提出すること。

9. 参加表明

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

- (1) 表明期限 2019年5月23日（木）17:00
- (2) 表明内容 「事業者名」、「担当者名」、「連絡先」
- (3) 表明先 （公社）北海道観光振興機構 広域観光部 （担当：田中）
Email: hirokazu-tanaka@visithkd.or.jp
- (4) 表明方法 メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

10. 予算上限額

15,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

11. 企画提案書および見積依頼内容

企画提案書の作成にあたっては、事業提案の考え方のほか、下記の項目について、詳細を記載すること。

- (1) これまでの事業実績
過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。
- (2) 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制等、具体的に記載すること。なお、事業提案者の業務担当者名については、提出する事業提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (3) 業務スケジュール
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (4) 見積書
費用項目の明細を記載すること。
※ 交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

12. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 企画提案書の規格はA4とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書の冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (3) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書は返却しない。

13. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部
※ 事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部
- (2) 提出期日 2019年6月7日(金)17:00
- (3) 提出場所 (公社)北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部(担当:田中)
TEL 011-231-0941 Email: hiroказu-tanaka@visithkd.or.jp
- (4) 提出方法 持参又は郵送による
※ 郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

14. 審査方法

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ企画提案書提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を、審査対象者とする。
- (2) 5者以上の審査対象者がいる場合は、予め書面審査を行い、上位4者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査はプレゼンテーションを実施した上で行う。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については、認めない。

15. 審査基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性
提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。
- (2) 実現性
提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定に係る以外の目的には使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては、事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

以上